

第十九回 參議院法務委員會會議錄 第

昭和二十九年四月十六日(金曜日)午後  
一時三十四分開会

○民事訴訟法等の一部を改正する法律  
案（内閣送付）

出席者は左の通り

三

220

上原正吉君	宮城タマヨ君	亀田得治君
楠見義男君	福藏君	
中山		
棚橋一松		
小虎君定吉君		

衛援助協定等に伴う秘密保護法案についても、公聴会を開くことが必要であると決定しておりますが、打合会の決定又委員会に御報告いたしました通り公聴会を開くことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり

常任委員  
會專門員 西村  
常任委員 高兄君  
會專門員 堀  
真道君

説明

法務省民事 局參事官	平賀 健太君
法務省刑事 局総務課長	津田 実君

最高裁判所長官總務事務局長代理者民事局長

本日の会議に付した事件

## ○日本国における国際連合の軍隊の地位

別法案（内閣送付）  
○裁判所法の一部を改正する法律案

第四部 法務委員會會議錄第二十一號

昭和二十九年四月十六日

參議院

○委員長(郡祐一君) 次に、日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法案、予備審査、先ず提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(三浦寅之助君) 只今議題となりました日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法案につき提案の理由を御説明申上げます。

本法案は、去る二月十九日署名されました日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国内手続についての規定を定めたものであります。

日本国に駐留する國際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使につきましては、すでに昨年十月二十六日署名された日本国における國際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法が公布施行されているところであります。今回締結された右の協定は、その第十六条におきまして右議定書と全く同様の規定を設けており、日本国との間にこの協定の効力が発生した國に屬する國際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に

つきましては、爾後この協定によつて規律されることになつてゐるのであります。そこでこの協定の効力を伴いまして、一九五〇年六月二十五日、六月二十七日及び七月七日の国際連合安全保険理事会決議並びに一九五一年二月一日の国際連合総会決議に従つて朝鮮に軍隊を派遣したアメリカ合衆国以外の国で、日本国との間にこの協定の効力が発生した国が右の諸決議に従つて朝鮮に派遣した陸軍、海軍及び空軍の日本国に在る間におけるものに關しましては、右協定の趣旨に則り、刑事上手続法につきまして若干の特別規定を設ける必要が生じましたため、この法律案を提出することといたしたものであります。

ありましてこの法律において使用する語の定義を定めたのであります。この定義は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第一条に定められてゐる定義に則つたものであります。

次に、第二章刑事手続の章は、十一ヵ条よりなり、国際連合の軍隊の構成員又は軍属が国際連合の軍当局において裁判権を行使する第一次の権利を有する罪を犯した場合における同軍隊への身柄の引渡し、国際連合の軍隊がその権限に基いて警備している国際連合の軍隊の使用する施設内における逮捕その他人身を拘束する処分及び差押、捜索等の処分の執行、同施設内等において逮捕された者に対する日本側の受領手続、派遣国の軍事裁判所又は国際連合の軍隊の当局の刑事手続に対する我が国が国の当局側の協力及び派遣国の軍事裁判所又は国際連合の軍隊による抑留又は拘禁についての刑事補償法の適用等いずれも刑事手続に関する現行の法令を以てしては処置し得ない問題をとり上げて特別の規定を置いたものであります。これを要するに、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法及び日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法の場合と殆んど同旨の刑事手続を規定したものであります。

ぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことをお願いいたす次第であります。

○委員長(都祐一君) 次に、本法案の逐条説明を聽取いたします。

○説明員(津田実君) 日本国における

国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法逐条について御説明いたします。逐条の説明につきましても、かねてお手許に刑事特別法案解説書というのを廻してござりますの

で、御参照下されば幸いであると存じます。なお、逐条に入りまする前に、只今提案理由の説明にございました以上に、一般的な事項について細かく御説明申上げたいと思います。

先ず昨年十月二十六日東京におきまして、日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書というのが署名されました。これが、これから議定書と申しますのは、これを指すことに御了解願いたいと思います。この議定書は同月の二十九日から効力いたしたわけでござりますが、これは刑事裁判権のみについての議定書でございまして、一般的の各般の事項につきましては当時いたしましては、まだ協定を結ぶに至つておらなかつた次第でござります。ところがこれに伴いまして国内手続に關する立法を必要といたしますので、先般の国会におきまして、同議定書の実施に伴う刑事特別法案が提案されまして御審議を願いまして、御可決を頂きました。同法は昨年の十一月十二日に公布即日施行になつたわけであります。ところがその議定書中におきまして、将来この国際連合の軍隊の日本における地位に関する一般協定が締

結された場合には、この議定書は同協定に統合されるべきものであるということが示されておりましたところ、本

年の二月十九日に至りましてこの国際連合の軍隊の地位に関する協定とい

るもののが署名を見た次第でござります。

で、この協定はすでに国会に提案されおりまして、御審議をお願いしてあ

るわけでございますが、同協定の第十

六条には前のこの議定書と形式的に殆んど同じ規定を協定いたしております。でそれは要しますに前の議定書をこの新らしい協定に取込んだとこ

うに相成る次第でございまして、実質は全く同じでございます。

そこでこの従来の議定書につきましては現在どのような国が署名いたしてありますかと申上げますると、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、グレートブリテン及び北アイルラ

ンド、フランス、イタリー、フィリピ

ン、それからオランダという国が前の議定書に署名いたしておるのであります。

で、今回この提案されました刑事特

別法は、この協定の実施に伴つて必要

な国内手続を定めたものでございます。

で、前議定書の刑事特別法との関係

が、前議定書に署名をいたした國が、前議定書の刑事特別法との関係

につきましては、前議定書に署名を

いたした國で、今度の議定書に署名い

たした國があるわけでございます。そ

れは、この統一司令部として行動いたし

ます。ところが今度の協定につきましては、この統一司令部として行動いたしましたアメリカ合衆国のほかに、やは

りオーストラリア、カナダ、ニュージ

ランド、グレートブリテン及び北ア

メリカ合衆国、それから南アフリカ連邦、フィリピン、

この六カ国が現在署名いたしております。

併しながらこの協定の効力は国会未だ効力を生じておません。そこで御承認を得ました上で、日本国がこ

れを受諾した後十日経つて効力を生ずることになるわけでありまして、勿論

申上げまして、次に逐条の御説明に移りたいと思います。この刑事特別法は前議定書の刑事特別法と全く同様でござります。多少議定書という字句を協定という字句に変えましたとか、多少の字句の修正をいたしておりますが、その他は全部同じでございま

す。勿論實質も全く同じでございま

しますと、これに署名いたしておられます先ほど申上げました国々のうちアメリカ合衆国、それからイギリス、オーストラリア、フィリピンは無条件でこれを受諾するということになつてあります。

ありますので、日本国について効力を発生すれば、この時にこの協定が先ず最初に効力を発する、こういうことに

なるわけでございます。それからその他の署名国につきましては、本国の受

諾を要するわけでございまして、その受諾があつた日の後やはり十日を経て当該国については効力を生ずる、かよ

うに相成る次第でござります。

で、今回この提議されました刑事特

別法は、この協定の実施に伴つて必要

な国内手続を定めたものでござります。

で、今度の議定書が効力を発生いたし

ます。たした國があるわけでござります。それは今度の議定書が効力を発生いたした國で、今度の議定書に署名い

たした國があるわけでござります。そ

れは、この統一司令部として行動いたし

ます。アメリカ合衆国を除きました。こ

れはアメリカ合衆国につきましては、別に日米安全保障条約に基く行政協定

に伴う刑事特別法がござりますので、

それによつて律することに相成ります。

それから南アフリカ連邦、フィリピン、

この六カ国が現在署名いたしております。

併しながらこの協定の効力は国会未だ効力を生じておません。そこで御承認を得ました上で、日本国がこ

れを受諾した後十日経つて効力を生ずることになるわけでありまして、勿論

申上げまして、次に逐条の御説明に

移りたいと思います。この刑事特別法

は前議定書の刑事特別法と全く同

様でござります。多少議定書という字

句を協定という字句に変えましたと

ころでございます。従いまして未だ朝鮮

に到達しない前におきましても、朝鮮

に派遣する目的を以て日本国に取りあ

ります。勿論實質も全く同じでございま

す。

えず来たようなものは無論含まれる。

併しながらこのような目的を持たない軍隊は、たゞえ當該派遣国の軍隊でも、

ここにいう国際連合の軍隊には入らない、かように相成るわけであります。

その次「国際連合の軍隊の構成員」と申しますのは、その軍隊に属する人

員で、現に服役中のもの、いわゆる軍人というものでありまして、現役軍人

或いは召集中の軍人等を指すわけでござります。

先ず第一條は、定義規定でございま

して、これはこの刑事特別法の用語の

定義を定めたものでございます。で、

この法律におきまして「協定」と言つて

ているのは、只今申上げました国際連

合の軍隊の地位に関する協定をいうも

のでござります。

それからこの法律におきまして「派遣

遺団」というのは、千九百五十年六月

二十五日、六月二十七日及び七月七日

の国際連合安全保全理事会の決議並び

に千九百五十一年二月一日の国際連合

総会の決議に従つて朝鮮に軍隊を派遣

しておりますところのアメリカ合衆国

のをいうことになるわけでございま

す。即ち日本国と協定の効力がある間

における國で、而もアメリカ合衆国は

協定が効力を有している間にこの

のをいうことになるわけでございま

す。即ち日本国と協定の効力がある間

に、それが命令を以て連れて來たも

の、それから通常日本国内に居住して

いる、かようなら通常日本国内に居住して

いることをいうことになります。

それによつて律することに相成ります。

それから南アフリカ連邦、フィリピン、

この六カ国が現在署名いたしております。

併しながらこの協定の効力は国会未だ効力を生じておません。そこで御承認を得ました上で、日本国がこ

れを受諾した後十日経つて効力を生ずることになるわけでありまして、勿論

申上げまして、次に逐条の御説明に

移りたいと思います。この刑事特別法

は前議定書の刑事特別法と全く同

様でござります。多少議定書という字

句を協定という字句に変えましたと

ころでございます。従いまして未だ朝鮮

に到達しない前におきましても、朝鮮

に派遣する目的を以て日本国に取りあ

ります。

条によりまして、合同会議を通じて国際連合の軍隊に使用を認めた施設を指すわけでございます。この施設という

だけございまして、区域というの

ございません。日米の場合におきまし

ては区域といふものも提供いたしており

ております。この点日米と違うところ

でございます。

その次は第二条でございます。これ

は刑事手続の章、この今度の刑事特別

法におきましては、日米の場合と異り

まして、罪に関する章は設けておりませ

ん。その点につきましてはこれを設け

ると否とは全く日本の裁量によるこ

とに話合いになつておりますが、日本側と

してはこれは設ける必要が認められな

いという意味におきまして罪の章は設け

るが、その点につきましてはこれを設け

ると否とは全く日本の裁量によるこ

とに話合いになつておりますが、日本側と

してはこれは設ける必要が認められな

いという意味におきまして罪の章は設け

事項を規定したわけでございます。

それから第二項におきましては、た

ださような常に同意を得て、或いは嘱

託して行おうとする場合では目的を達

し得ないような場合即ち死刑、若しく

は無期、懲役三年というような重い懲

役又は禁固に当る罪にかかる現行犯を

追跡しておるような場合に施設の中に

飛込む、こういうような場合は同意を

得ずして直ちに追跡をして行つて逮捕

ができる、こういうことになつております

ます。これは緊急性とその犯罪の重大

性から当然のことだと考えられる次第

でございます。

次に第三条は、一般刑事訴訟法の規

定におきまして、検察官或いは司法警察

員がこの国際連合の軍隊の軍人或いは

軍属を逮捕し或いは逮捕された者を受

取るというような場合におきまして、

その当該構成員又は軍属が犯しました

罪がこの協定の第十六条第三項(イ)に掲

げる罪のどれかに該当する場合には刑

事訴訟法の規定にかかるらず直ちに

被疑者が当該軍隊に引渡す、これはど

ういうことかと申しますと、協定第十

六条第三項(イ)と申しますのは、国際連

合の軍隊側に第一次の裁判権がある場

合でございます。どういう罪かと申します

おる施設内におきまして逮捕をしたり

勾引状、勾留状の執行をしたりするよう

な場合におきましては、この当該軍隊

の権限ある者、主としてこの司令官コ

マンディング・オフィサーと申します

が、司令官の同意を得て行うか又はそ

の者に嘱託をしてする、こういうこと

になります。これは協定第十六条の十

項と、十項に関する公式議事録に関連して設けた規定でございまして、軍隊が軍隊として駐留いたしております場合におきまして、こういう強制的な処分を行いう場合にすべき国際慣例として当然な事柄だというふうに考えられる

中の作為又は不作為から生ずる罪、か

ようなものでございます。

恐縮でございますが、解説書の十六

ページのところの「公務執行妨害」と書いてございますが、「妨害」というの

は「中」の誤りでございます。かよう

な罪は日米行政協定の場合におきま

しても又国際連合とのこの協定におきま

しても、当該軍隊が第一次の裁判権を

持ち日本側が第二次の裁判権を持つ、

かような犯罪でございますので、第一

次の裁判権を持つ事件につきまして日

本側が先ず逮捕した場合は、被疑者を

相手かたの軍隊に引渡してやる、こう

いうのが第一項。

第二項はさように司法警察員が引渡

した場合におきましても捜査をして速

かに書類と証拠物を検察官に送致し

る、かよな規定でございまして、こ

れはむしろ念のために刑訴の規定によ

り事件送致をしておかなければならな

いという司法警察員の義務を規定した

ものでございます。

次は第四条でございまして、第四条

は、国際連合の軍隊によつて逮捕され

た者の受領に関する規定でございま

す。例えば国際連合の軍隊の施設の中

で日本人が何か犯罪をいたしました。さ

ういう場合は勿論施設の中には日本の

構成員又は軍隊の犯しまし

たところの当該国際連合の軍隊の財産

若しくは安全のみに対する罪、又は専

ら当該国際連合の軍隊の他の構成員、

軍属若しくは家族の身体若しくは財産

す。さようなものにつきましては向うから日本に渡す、こう言つて来る場合が

あります。その場合におきましては、

軍隊の財産つまり国有財産、軍隊の財産

につきまして捜索又は差押、検証をす

る場合には、あらかじめ権限ある者の

同意を得てする、又は嘱託してする。

裁判所又は裁判官の検証の嘱託は裁判

所又は裁判官からする、こういうわけ

であります。これは勿論大体逮捕の

場合と同じような形になつております。

その次は第六条でございますが、第六

条は、この協定によりまして派遣國

の軍事裁判所、つまり派遣國の軍法会

議が裁判権を行使する事件であります

ても、つまり言うと、派遣國軍に第一

の軍事裁判所、つまり派遣國の軍法会

議が裁判権を行使する事件であります

ても、つまり言うと、派遣國軍に第一

の軍事裁判所、つまり派遣國の軍法会

議が裁判権を行使する事件であります

ても、つまり言うと、派遣國軍に第一

の軍事裁判所、つまり派遣國の軍法会

議が裁判権を行使する事件であります

からあります。司法警察員等が出か

けて行つた場合におきましても、いろ

いろ検討してみてもそれは犯罪になら

ない、或いは犯罪の嫌疑がないとい

う場合は、すぐその場で受取つて

放する。こういう必要があるわけで

あります。それから第四項は、その場合にお

きますところの、引渡しのあつた場合

におきます刑事訴訟法の規定の準用に

関する規定でございまして、特に御説

明申上げる必要はないと思います。

それから次は第五条でございまして、第五

条は施設内の日本側が

する差押、捜索等の問題でございます。

軍隊が警備しておる施設内におきまし

て、或いは施設外にありましても、軍

隊の財産つまり国有財産、軍隊の財産

につきまして捜索又は差押、検証をす

る場合には、あらかじめ権限ある者の

同意を得てする、又は嘱託してする。

裁判所又は裁判官の検証の嘱託は裁判

所又は裁判官からする、こういうわけ

であります。これは勿論大体逮捕の

場合と同じような形になつております。

その次は第七条でございまして、第七

条の規定がなくとも当然しかく解釈

されるべきものと思われますが、念のた

めに設けておる次第でございます。

次は第七条でございまして、第七

条の規定がなくとも当然しかく解釈

されるべきものと思われますが、念のた

めに設けておる次第でございまして、これは

第六条の規定がなくとも当然しかく解釈

されるべきものと思われますが、念のた

國、家族を裁判するわけであります。が、その際の証人が日本人であるという場合、或いは日本に一般に居住する外国人というような場合がございまして規定したわけでございます。それは直接本人の出頭を求めるのでなくして、日本の裁判所に嘱託すると、こういうような考え方をとつております。そこで軍事裁判所の嘱託によつて日本の裁判官から当該軍事裁判所に出頭すべき旨を命ぜられたもの、或いは当該裁判所において宣誓若しくは証言を求めるものは応じなければならぬ。これは一般証人は日本の法廷において証言する義務は当然あるのであります。ですが、軍事裁判所において証言する義務は必ずしもないのです。ここでその規定を設けました。併しながらかような日本の裁判官から出頭すべく命ぜられたものが出頭しない、或いは宣誓、証言を拒んだときは一円以下の過料に処すという規定を設けておりますが、これは日本の当該規定の場合よりもずっと軽い罰で済ませる、こういうことになつております。これも従来から存しておる規定そのまままでございます。

その次は第八条でございますが、第七条の出頭命令に応じない証人について、更に軍事裁判所から嘱託があります。したときは、勾引状を発して勾引する、かような規定でございます。この軍事法廷をして完全にその裁判を遂行せしめるために、是非必要な証人が出頭しない場合は、かような強制措置も止むを得ないというふうに考えて設けられております。その勾引状につきまし

引状の場合と全く同じであります。次は第九条でござりますが、裁判所、検察官或いは司法警察員が保管しておる書類或いは証拠物につきまして、国際連合の軍隊側の裁判所或いは捜査当局から、刑事事件の審判或いは捜査に必要があるから、それを提供してもらいたいという申出があつた場合、これは協定にもございますが、相互通力という建前になつております。そこで、その場合には閲覧若しくは贈与を許し或いは副本を作成して交付し、これはこれを一時貸与し、若しくは日本裁判所等で必要のない場合は永久に引取ります。

それがどう第二身にさよがなたのの是  
捕要請があつたとき、これが人の住居  
或いは建造物等にいるような場合、そ  
の場合は令状なくして当該の家に入る  
わけでござりますから、そこでその場  
合は裁判官の許可状を得て入つて捜索  
することができるということを規定し  
たのが第二項。それから追跡して行く  
ような場合は、もはや裁判官の許可を  
得るいとまがない場合がございますの  
で、さような場合は、許可を得ること  
を要しないというのが但し書の規定で  
ござります。

それから第三項は、さようなものを  
逮捕したときは、直ちに軍隊に引渡  
す、これは当然なことでござります。

それから第四項はさような構成員、  
軍属、家族を引き渡した場合におき  
ましては、検察官にそれを通報する。  
これはいろいろの中央折衝、或いは統  
計上の必要等もござりますので、検察  
官に通報し、検察官によつて中央に通  
報する、こういう形をとつております。  
と申しますのは司法警察員の中に  
は自治体警察もござりますので、統制が  
困難である場合もありますので、かよ  
うな規定をいたしております。

それから次は第十一條、同じく日本  
國の法令による罪以外の事件について  
の協力の問題でありまして、日本側に  
捜査について協力を求めて来た場合こ  
れに応する手續でござります。先ず參  
考人を取調べたり実況見分をしたり、  
書類その他のものの所有者又は保管者  
に提出を求める。これは検察官、司法  
警察員がするのであります。そういう  
处分を受けるものに対しましては、さ  
ような要請によつてさような処分をす

というの第三項でございます。かよ  
うな協力につきまして何ら法上の規制  
がありませんとこれらの方を講ずる  
ことができない場合もありますので、  
正当な理由がないのにかような処分を  
扱んだものにつきましては一萬円以下  
の過料に処する、こういう第四項の規  
定を設けております。

その次は第十二条でございますが、  
これは刑事補償に関するものであります  
。この派遣國の軍事裁判所或いは国  
際連合の軍隊におきまして抑留或いは  
拘禁されましたものが、日本の裁判所  
で裁判を受けまして無罪になりました  
場合には、通常の形におきましては刑  
事補償の余地がないわけでございま  
す。併しながらそれは日本が嘱託して  
抑留或いは拘禁する場合もありますする  
ので、さようなものにつきましてはや  
はり刑事補償法の補償の規定の適用が  
あつて然るべきものと存じますので、  
これを刑事補償法による抑留又は拘禁  
とみなし刑事補償をする、かような相  
定が第十二条でございます。

以上全くこれは日米行政協定の刑事  
手続の場合、それから先ほど申上げま  
した議定書の刑事手続の場合と全く同  
じ内容でございます。

次に附則について簡単に御説明申し  
ますと、これは「日本国とアメリカ合  
衆国以外の国との間における協定の基  
初の効力発生の日から施行する。」であ  
ります。効力発生前には勿論刑事特  
別法の必要がございませんので、その  
日から施行するということになつてだ  
ります。

それから第二項におきまして先ほ  
ど申上げましたように議定書に伴う刑  
事手続の問題であります。この問題は

さようにいたしたもののが今度はこの協定の効力発生の日から議定書が効力を失いまして、この協定に乘移るという場合に、前の議定書に伴う刑事特別法によつて行いました手続処分の効力如何という問題が起りますので、それは新らしい相当規定によつてやつた手続処分とみなすということを規定し、この一貫性をとつたわけでございます。

それから更に法律が施行後乗移つて来る場合もあり得るわけでございますが、さような場合におきましては、乗移つた後は乗移つた前の手続処分もやはりその乗移つた後の手続処分に関する相当規定によつてなされたものとなるますというのが後段でござります。

それからその次、第三項は前の議定書の刑事特別法の一部を改正する規定期でございます。それは前の議定書にございましては「第一条第二項中「議定書に署名し、且つ、日本国との間に議定書に該定の効力が発生したもの」」かようにならぬりますが、この議定書は今度は協定に乗り移りますことに効力が当該国の間になくなつて参りまして、最終に乗り移つた国が、乗り移つてしまえば議定書は必要ない。従つて議定書にするための改正でございます。この二項といふところに「この法律は、議定書が効力を発生したすべての国と日本との間ににおいて議定書が効力を失ったときは、議定書の最後の失効の時までに、その効力を失う。但し、その時まで

国際連合の軍隊によつてなされた抑留その時までに派遣国の軍事裁判所又はにした行為に対する罰則の適用及び又は拘禁についての刑事補償法の適用に關しては、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。」かよう又は拘禁についての刑事補償法の適用にいたしまして、前の議定書に伴う刑事特別法は当該議定書が効力を失つたときには失効するということにいたしまして、法律が二重に存する事態を防ごう、こういうことにいたした改正がこの最後の項でございます。

別法と今回の刑事特別法の違いでございますが、先ず第一条のところの協定書とありますようにするが、前は譲定書といふうになつてゐる、あとの点も全部譲定書が協定に変つたという点でござります。それから第一条の七項が新らいい規定でございます。これは従来は施設の場合は施設ということにつきまして協定は如何ございませんで、従来の慣行と申しますか、従来の事實上の施設になつておつた。それが今度は協定上の施設というものの定義が出て來

だから、権限に基いて警備をしておる区域と、こう両方が競合するのですか。そういう場合であつてもこれはアメリカ軍隊の権限に基いた警備区域と、こういうふうに理解するのですか。

○説明員(津田実君) その点は後者でございまして、アメリカの権限に基いて使用しておる。同じ使用という文句を使ってございますが、この五条二項において使用するというのは当該国際連合の軍隊の固有の施設として使用す

は只今説明を聽取したばかりでござりまするから、次回以降に御質疑を願うことにいたします。

○委員長(郡祐一君) 引続き裁判所法の一部を改正する法律案、民事訴訟法等の一部を改正する法律案、両法律案につきましては昨日申上げました通り逐条審議しては昨日申上げました通り逐条審議すべきの意味合いを以ちまして、先ず民事訴訟法第二十二条から第三百五十九条までについて御質疑をお願いいたしま

それで先ず第一は現在大幅帳式でござります調書を弁論調書とそれから証拠目録、証拠調書というふうな形にして行つたらどうか、これもお手許に差上げてございますが、調書の様式を実際のものに合せまして、お手許に差上げてございます。これが主張関係書類とそれから証拠関係書類、雑書類、この三つに記録を分けまして、調書の上ではこの要綱に書いてございますように、弁論調書と証拠目録と証拠調書

○委員長(郡祐一君) 只今の刑事特別法提案説明並びに逐条説明につきまして、次回以降に御質疑を願おうかと存じますが、若し御質疑がございましたら、お願ひいたして結構でござります。

○楠見義男君 簡單なことだけ一つ伺つておきたいのであります。先ほどお話を従前の議定書の実施に伴う刑事特別法別法と今回の協定に伴う刑事特別法との間には、大体同じようだという趣旨の御説明があつたかと思いますが、若し違つてゐる点があれば、違つている点だけを特に抜き出して簡単にその場所だけをお示しを頂きたい。それが一点と、それからもう一つは施設の問題があつても区域の問題はないのですけれども、この日本国における国際連合の軍隊の区域に関する協定、この一般協定の第五条ですか、第五条の二項に国際連合の軍隊の区域を使用し得る場合のことが規定されているのですが、この区域以内における問題はどうなるのか、その点と二つお伺いしたい。

○説明員(津田実君) 前の議定書の特

部變つております。それから第二の第五条二項でござりますが、これは国際連合の軍隊が日本に行政協定によつてアメリカ側に提供している施設、区域を使用できる、日本と政府の同意を得て使用できる、こういうことでござります。この場合は当該区域はアメリカ合衆国の主管に属するわけでございますので、ただアメリカと国際連合の軍隊との間の使用的合意と、日本側の同意を条件にして使用であります。管轄その他は全部アメリカ側がするわけでございますので、こちらの刑事特別法の関係は出て参らないということになつております。

○楠見義男君　そうしますと、その場合にはアメリカ合衆国も権限に基いて警備しておる施設であり、それからこの国際連合軍隊も合同会議を通じてこの区域の使用が認められておるのでありますから、その場合には国際連合の軍隊その合同会議というものを通じ、或いは日本政府の同意を得てやつておるの

○楠見義男君 そうするとその区域内における国際連合軍隊の犯罪行為といふものは、全くこちらのほうで自由に借りるような形を考えておるわけですか。

○説明員(津田実君) その区域の中はアメリカが警備いたしておるというふうになるとおきましては、アメリカによつて逮捕されることはなつかりまして、それは勿論日本側に引渡されるわけです。それからアメリカ側が警備していない区域のような場合、全然いい、演習場でござります。提生はされておるがアメリカ軍はない。

そこを国際連合の軍隊が使用して演習するというような場合におきましては、その軍隊内部のことにつきましては当然自律権によりましてみずからできますが、勿論日本の警察官も中へ来て、つて逮捕ができるということは当然であります。

○委員長(郡祐一君) 他に只今の刑事特別法案について御質疑ございませんか。……それでは本法案につきまして

○委員長(郡祐一君) 速記を始めて下さい。

(速記中止)

資料として配付されました規則の連綱案について、関根最高裁判民事局長から御説明を願います。

○説明員(関根小郷君) 昨日の委員会におきまして、今度の法律案が若し通過いたしますると、最高裁判所の規則に任せられております分がござりますので、そのルールの内容はどうかということをお問い合わせございまして、その大体の要綱をお手許に今日差上げました次第でございます。これは先般一度申上げたのですが、簡単に要約して申上げますと、現在の調書は六十年前の民事訴訟法施行以来同様の形式のままの調書でございます。それを何とかして合理化いたしまして、利用者の便を図ることなどを考えまして、今度法律の改正案が若し通過いたしますれば、この要綱案のような形にして頂きたいと

え方でございます。そういたしまして、この狹義の弁論調書には、いわゆる形式的記載事項のはかに、事実及び法律に関する当事者の主張、いわゆる弁論等を記載する。そういたしまして、この弁論調書には、当事者の準備書記官が署名押印いたしまして、裁判長は、現在の法律では署名捺印といふことになつておりますのを、裁判長判決が判を押せばいいようにしたらどうかという考え方でございます。

それから第三といったしまして、証拠目録、これも実物の模型がございますが、この証拠目録も一見してどういうものが証拠になつておるかということをわからせるために、目録を作るわけですがございまして、これも種類によりますと書証の目録、或いは人証の目録というごとにいたしまして、申請があつてそれが採用され、或いは書証に例をとりますると、それについての成文化を認めるかどうかということは一見してわかるようになりますと、それについての成文化を認めるかどうかか、これが大体のところです。

もしも正例の跡じよりこソラヌミーが更に葛原市田一男氏の

が、この日本国における國際連合の軍隊の区域に關する協定、この一般協定の第五条ですか、第五条の二項に國際連合の軍隊の区域を使用し得る場合の連合の軍隊の区域を使し得る場合のことが規定されているのですが、この区域以内における問題はどうなるのか、その点と二つお伺いしたい。

○楠見義男君 そうしますと、その場合にはアメリカ合衆国も権限に基いて警備しておる施設であり、それからこの国際連合軍隊も合同会議を通じてこの区域の使用が認められておるのでござ  
から、その場合には国際連合の軍隊で  
その合同会議というものを通じ、或いは  
日本政府の同意を得てやつておるの

は、その軍隊内部のことにつきましては、当然自律権によりましてみずからであります。されど、勿論日本の警察官も中へまづからであります。  
○委員長(郡祐一君) 他に只今の刑罰特別法案について御質疑ございませんか。……それでは本法案につきましては、当然自律権によりましてみずからであります。

の調書でございまして、言葉を換えて申上げますと、年月日順に綴じるだけのございまして、いわゆる大幅帳式の型でござります。それを何とかして合理化いたしまして、利用者の便を図ることを考えて、今度法律の改正案が若し通過いたしますれば、この要綱案のような形にして頂きたいと

でございまして、これも種類によります  
いろいろあります。例えて申しますと書証の目録、或いは人証の目録  
ということにいたしまして、申請があつてそれが採用され、或いは辨証に例  
をとりますと、それについての成文化を認めるかどうかということは一見してわ  
かるようにしたらどうか、これまた

## もし立派の筆じゃ

だから、権限に基いて警備をしておる区域と、こう両方が競合するのです。そういう場合であつてもこれはアメリカ軍隊の権限に基いた警備区域と、こういうふうに理解するのですか。

それで先ず第一は現在大幅帳式でござります調書を弁論調書とそれから証拠目録、証拠調書というふうな形にして行つたらどうか、これもお手許に差上げてございますが、調書の様式を実際のものに合せまして、お手許に差上げてございます。これが主張関係書類とそれから証拠関係書類、雑書類、この三つに記録を分けまして、調書の上ではこの要綱に書いてございますように、弁論調書と証拠目録と証拠調書

卷之三

卷之三

104

実物を御覧頂くとわかると思ひます  
が、それが証拠目録の点でございま  
す。

保を供するということもできるのだから、若し今のこのような解釈にするにと、二十日なら二十日までに担保を供せというのに、二十日までに供せなかつたならば、直ちに却下するということになる。ところがこの民事訴訟法の百四十四条の一項は、今ここにタイプに印刷したような意味でなくて、これは訴を以て却下することもできるし、却下せんでもよろしい。却下せんでもどうするのだ。却下をしなければ口頭弁論を経るのだ。そうして口頭弁論を経て適当な時期までに担保を供すればそれでよろしい。終局判決に至るまで担保を供しないときは、すぐに却下をしてもよろしい。こういうような意味に解釈するほうが、この法文を活かす意味においていいのじやないかと私は思うのですが、今あなたの見当るとか見当らんというのは、それは学説ですか。

○一松定吉君 それならばですね、このいわゆる二項を削ることは不穏當ですよ。この百十四条の二項は「口頭弁論論ヲ經シテ訴ヲ却下スルトキハ裁判所ハ判決原原告ヲ審訊スルコトヲ規定」という規定によって、お前は裁判所の定めた二十日までの担保をせんからして訴を却下するぞということと、原告を審訊するというふうなことで、原告を審訊するといふことになると、それならにわかに担保を供しなければいかんというわけで、怠慢を自覚して自分の権利を擁護するという意味のこれは二項なんだから、その二項を削つてしまつて不意打ち的に担保を供しなかつたからと言つて、口頭弁論を経ずしてさつと却下するということは、これは訴訟を簡素にするといふ意味からいいかも知らんけれども、当事者の主張を輕率に取扱わせてさうがいいので、これを削るといふことは如何でしようか。

まで行くべきではないのではないか。一応これはいつ幾日までに担保を提供しろということは、訴訟法にちゃんと書いてあることありますから、決して不意打ではないのではないかと私ども考えております。

○一松定吉君 訴訟法に書いてあると言つても、それは現行の訴訟法を基礎にして、やはりこの二項があつての訴訟法ですね。今度のやつは二項を削るというんでしよう。二項を削るといふんだから、私はやはりここの一項で審訊も何もせずにすぐに却下するということはよくない。二項があれば二項によつて原告を審訊して、忘れたとか忘れるんとかいうのではなくて、何故に担保を提供することができなかつたといふことについては、いろいろの事情があるでしょう、複雑な事情がある場合所に聞いてもらつて、成るほどそろいか、それなら担保はまあ暫く供せんでも、口頭弁論だけは進行してお互いの主張を明かにしよう、そのうちに担保を提供せよと、こういうふうが親切であるよう思うが如何ですか。

○説明員(平賀健太君) この一項につきまして、期間内に担保を供しない場合には、口頭弁論を経ないで裁判所は訴えを却下するんだという規定がすであります以上、担保提供命令によりましていつ幾日までに担保を提供せよけられることは、当然その全

から二項ができたんだろう。その悪か  
つたから二項ができたのを、今度はそ  
れは占領中だから二項をこしらえた  
が、占領がやまつたから、この占領中  
に必要であつた二項はもう要らんよう  
になつたということは、君、折角設け  
たということは、当事者の権利の擁護  
のために必要で二項を設けた、それを  
今度は必要がなくなつたんだというこ  
とになれば、独立国になつたから必要  
がなくなつたのだ、こういう解釈より  
しようがないことになるが、それでは  
二項を設けたというのは、一項では不  
十分だとということで二項を設けたんだ  
が、然るに二項というものはあること  
が悪いということで今度二項を削ると  
いうような意味なら了承しますよ。併  
しながら元は一項であつたのに二項を  
設けた、その設けたのは一項だけでは  
不十分であるし、当事者の権利を擁護  
するのに不十分であるということで二  
項を設けたならば、その二項を今度削  
るということについては、その設けたよ  
りも、削るほうがこういうような利益  
があるというようなことが明らかにな  
らなければこの二項を削るということ  
はよくないのみならず、今あなたの方の  
いうように「却下スルコトヲ得」とい  
うのはこれは口頭弁論を経ぬことだけ  
を言うのであって、却下は当然却下で  
きるということに解釈すれば、おお第  
二項は必要だと思いますがどうです。  
○説明員(平賀健太君) 先ほどの私の  
説明或いは足りなかつたかも知れない  
のでござりますが、この第二項を削り  
ましても、裁判所におきまして、なお  
事情があり、一応調べて見る必要があ  
るということになりますと、口頭弁論

を経まして、審理いたしまして「訴ヲ却下スルコトヲ得」これは勿論であります。口頭弁論を経るこ

とを一項は決して禁止しているのではな

いと思います。口頭弁論を経ることをござります。口頭弁論を経るこ

の一項の条文は表現しているのではな

いかと思うのでございます。

○松定吉君 私が解釈するのは、こ

れは裁判所が口頭弁論を経んで判決をし

て訴を却下することもできるし、口

頭弁論を経て判決を以て訴を却下する

こともできる、こう解釈すれば、この第

条文そのまま解釈できるわけですね。

○説明員(平賀健太君) 私の申上げて

いるのもその趣旨でございます。全く

その通りでございます。

○松定吉君 それならば、君、この

今日のこのあれば間違いでよ。まあ

このくらいにしておきましょう、あなた

たをいじめるのじやないのだから：

○中山福蔵君 ちよつとお尋ねしてお

りますが、今のお話私ははつきり理解

できなかつたのですが、これはこうい

うことじやないんですか。裁判所がこ

ういうような改正案を出されたという

のは……。

○中山福蔵君 ああそうですか。じや

わかりました。

○委員長(郡祐一君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(郡祐一君) 速記を始め。

○中山福蔵君 百四十三条の改正案で

ございますが、この点が裁判所の裁量に任

じうど、その点が裁判所の裁量に任

いう理由で以て二項は削除したい、こ

ういう趣旨でございます。

○中山福蔵君 今参事官のおつしやる

通りであるとするならば、なおこの第

四条その他にもあるのでござりますが、

これは重要事項だと思われるのですが、

の百四十三条の重要な項目と思われる項

目はここに一から六までございます。

が、これだけの部分にまだほかにお加

えになつたものを規則の中にお入れに

なるつもりでございましょうか。大体こ

れは重要事項だと思われるのですが、

やはり如何にい合理的な調書を作ろ

うとしても、現行法のまでは差

支えるという事情がやはりあるのでござります。

そういうわけを以ちまして、この規則に譲るという案ができるお

ことでありますし、又規則制定諮問

書の記載事項の第百四十三条、百四十

四条その他にもあるのでござりますが、

四条その他のものも信しておるのでございま

すが、現行法の中に規定しております。

が、現行法の中に規定しておられる次第でございます。

○中山福蔵君 そういたしますと、こ

れはこの百四十三条、百四十四条これ

らの項目に必要事項を追加されたらそ

のほうが簡単に行くんじやないですか。

○中山福蔵君 そういたしますと、この規則のうちにはめることはどうも

おかしいような感じがするのですが、規則のう

ね。むしろこれは法律にあるべき事項

ではないかと思うのですが、規則のう

は調書の内容と申しますよりも、むしろ形式的要件、どういう事件についてこの調書ができるかという、例えれば事件の表示とか、事件番号、それから裁判官、裁判所の書記官の氏名と、そういうものでございます。ところが百四十四条に参りますると、内容でござりますね、どうということを当事者が言つた。或いは証人がどうしたことと言つたか。それから裁判官がどういう裁判をしたかというような内容的のものであります。簡単な言葉で申上げますと、百四十三条は要するに形式的記載事項、それから百四十四条は実質的記載事項ということにならうかと思ひます。

そこで若しルールに譲つて頂くとしますと、これ以上附加えるものがあるのかどうか。それから更にこれを削る

かどうかという問題にならうかと思ひます、現在この民事訴訟法に規定してござります形式的記載事項も、実質的記載事項もこれに追加するべきもの特にあるかと申しますと、特にございません。併し先ほど私が御説明申上

げましたように記録、それから調書を内容別に分けますと、例えて申上げま

すと百四十四条の中には、調書には弁論の要領を記載してございまして、こ

の弁論の要領、先ほど私が御説明申上げました主張に關係する分でございま

す。当事者が金を貸した借りないといふなどと、それから更に進みまして証人の陳述が第二号にございますが、こういったものは証拠の關係のものどうこ

とにならうかと思います。更にそれから進みまして五号に、「書面二作ラサル裁判」こういうのは証人を調べるか調書に載らないかという裁判、これは調書に載

りません。そういうのを今までの方式で、先ほど御説明申上げました方式で行きますと、百四十四条の内容毎によりまして区別をするわけでございまして、その区別を区別した内容に応じてござりますね、どうということを当事人が言つた。或いは証人がどうしたことと言つたか。それから裁判官がどういう裁判をしたかというような内容的のものであります。簡単な言葉で申上げますと、百四十三条は要するに形式的記載事項、それから百四十四条は実質的記載事項ということにならうかと思ひます。

そこで若しルールに譲つて頂くとしますと、これ以上附加えるものがあるのかどうか。それから更にこれを削る

かどうかという問題にならうかと思ひます、現在この民事訴訟法に規定してござります形式的記載事項も、実質的記載事項もこれに追加するべきもの特にあるかと申しますと、特にございません。併し先ほど私が御説明申上

げましたように記録、それから調書を内容別に分けますと、例えて申上げま

すと百四十四条の中には、調書には弁論の要領を記載してございまして、こ

の弁論の要領、先ほど私が御説明申上げました主張に關係する分でございま

す。当事者が金を貸した借りないといふなどと、それから更に進みまして証人の陳述が第二号にござりますが、こう

いったものは証拠の關係のものどうこ

とにならうかと思います。更にそれから進みまして五号に、「書面二作ラサル裁判」こういうのは証人を調べるか調書に載らないかという裁判、これは調書に載

ります。そういうのを今までの方式

ことは、どうも余りその権利義務の関係

を理解することができません。

二回スル事項ニシテ調書ニ記載シタル

モノハ調書ニ依リテノミ之ヲ証スルコトヲ得」と、そうするとちつともわからぬのですかね。記載したものは異議を持たせることはできませんとか、記載したものはその通りのものであつて、努力を変更することはできませんといふのです。

ことであるのならばわかるんだが、

うのです。

わからんね、民訴の百四十七条のほうがよくわかる。今中山君の言うようが素人が見てもわかるということであつて、これ却つてわからんように改正するというのはどうかと思うのだがね。これは意見の相違だからこれ以上は言いますまい。

○中山福蔵君 これは同じ意味だとお  
つしやいますが、この「口頭弁論ノ  
方式ニ関スル規定ノ遵守ハ」というこ  
とが書いてあるのですね、「方式ニ関

と申しますのは、この調書の記載が対的な説明力がこれはある、事実は調書の記載とは違うのだ、反訴を擧げて、ただ現行法でありますと、若し調書に記載していいことがありますといふと、方式が遵守されなかつたことになつてしまふわけであります。ところがあまく口頭弁論の方式といいましても、例えば裁判所で口頭弁論開いたとか認められることは、いは公開したとかいうようなことは、もうまあそれは一例でありますかが、非常に重要なことはございませんし、又弁論を公なことはございませんし、又弁論を公

開しないということは殆んどない。特  
定の場合を除きましては必ず公開され  
るのでありますて、それをいち／＼調  
書に書かれなくてもいいじやないかと  
いうことも考へられるわけであります。  
て、仮に裁判所で開いたということは  
は、いち／＼の調書には書く必要がな  
いということに仮に規則がなりました  
場合は、裁判所で開いたということが  
若し調書に記載がございませんと、裁  
判所でないほかのところでやられたこ  
とになつてしまふわけであります。そ  
ういうことになつては不都合を生ずる  
ということを考えまして、調書に記載  
された限りにおいては、これは絶対的  
な証明力があるのであるけれども、調  
書に記載のない事項につきましては、  
これは反証も許す、或いはそのほかの  
証拠で以ちまして方式が遵守されてい  
るとか、遵守されていないとか、そう  
いう主張ができるということにしたの  
であります。その点では現行法と少し  
違つて来るだけであります。

○説明員(平賀健太君) そういう意味でございまして、判事が列席したという記載が若し調書になかった場合にはどうなるかと申しますと、実際なかつたのだという証拠を挙げて、この口頭弁論は不適法であるということでもう記載が若し調書になかった場合にはどうなるかと申しますと、実際なかつたのだという証拠を挙げて、この口頭弁論は適法だという主張もできる。

○松尾吉君 だからこの現行法通りすると、判事は立会つていいにかかるわらず、立会つたと書いてあつたときには、立会つていなくても立会つたことに証明力があると、こうなるね、現行法では。ところが今度こつちのほうでは調書には立会つておるということを書いていないのだ、だからしてこれは立会つていいのだからいけないのだということを、反証を挙げて争うことができる、それならば立会つておるということを書いてあるが、本当は立会つていなかつたのだが、その時分には反証を挙げられないことになる。立会つていいのに立会つておると書いてある。ところが現行法では立会つていなくとも立会ついていても、立会つたと書けば反証も挙げられるのだ、現行法では……。こつちの新法の今度改正する法律は、判事は本当は立会つていない、立会つていいのだけれども、立会つておるところには反証を挙げられんこつちのほうでは判事が立会つておるともいないとも書いてある時分に立会つても立会つておると書くべきだ。

立会つてはいたということを反証を挙げ、若しくは立会つておつたのだけれども書いてないのだということの反証を挙げられる。こつちのほうが反証を挙げられることは広いことになる。そうすると調書の信憑力というものは、これよりも現行法のほうが、反証が挙げられん、挙げることができんということのほうが効果的じやないかと思う。そこは多少違うね、成るほど……、まあいいでしよう。それから百四十八条をなぜ削るのですかね。この現行法では裁判所で必要ありと認める時に、職権を以て速記者をして口頭弁論における陳述の全部又は一部を筆記せしむることができると、非常にこの訴訟の弁論の手続等について速記を入れてやるということになると、信憑力を強めることになる、それを削つてしまつたりするということは、何か蓄音機でも取るというのか、或いは速記というと限定されるから速記者でなくして、機械を使うという意味で、百四十八条が邪魔になるという意味で削るのですか。この百四十八条の削除は。

上にこれを委ねまして、なお速記以外の、ほかの適当な方法があれば、それもとり入れる余地を残そう、そういう趣旨なのでござります。

○中山福蔵君 この百八十九条をお削りになるというのは、これはどういうわけですか。百八十九条ですよ、判決の言渡しに關するものですね。

○説明員(平賀健太君) この百八十九条はこれは判決の言渡しの方式を規定いたしておるのでございますが、この判決は言渡しによつて効力を生ずるということは、百八十八条で規定してございまして、この百八十八条は全然手を付けて、これは基本的なことでございまますので、現行法通り勿論存置するわけでございます。併しこの百八十九条というのは言渡しの方式に關することでございまして、これもやはり最高裁判所の規則に譲つたほうが適當ではないかということであつて、百八十九条を削除することにしたのでござります。決してその言渡しの方式を簡素にして一律にするという趣旨で削除するというのではないのでござります。

○中山福蔵君 大体併し判決の言渡しいうのは、民事でも刑事でもその裁判の結果といふものを明確に言渡されることで、相当重要な事柄だと思うのですが、こういう事柄を規則でやるということは、余りに判決といふのを輕んずるということになるのじやないですか。そういうことは、私はこの判決の言渡なんかというのは嚴肅なものだと思つておりますがね。これこそ本当にやはり法律で認められるべきものだと思うの

ですが……。

○説明員(平賀健太君) この百八十九条を削除いたしました理由は、先ほど申上げました通りでございますが、例えれば欠席判決かなんかでありますと、

現行法は判決原本に基き言渡さなければならぬというところになつておるの

であります。非常に明瞭な欠席判決

なんかでありますと、必ずしも判決原

本に基かなくていいのじやないか、

そういうような場合があるわけでござ

ります。でありますから判決が言渡し

よつて効力を生ずるということは、こ

れは基本的なことで大事なことでござ

りますので、百八十八条はそのまま存

置するということにいたしたのでござ

ります。それからなお刑事訴訟法、刑

事の判決におきましても裁判の言渡し

刑事では裁判の宣告と申しております

が、裁判の宣告の場合には、やはり刑

事訴訟規則で定めておるのでございま

す。刑事訴訟規則の第三十五条「裁判の宣告は、裁判長がこれを行う。判決の宣

読し、又は主文の朗読と同時に理由の要旨を告げなければならない。」これ

を変えたり、判決主文があとで変つた

りするようなことができないようにし

て、非常に厳密にやるということのは

うがいいと思う、現行法のはうがね。

申上げましたけれども、決

められることになつておるの

が、やつぱり百八十九条は存在するは

うがいいと私は思う。刑事訴訟規則に委

ねたように、最高裁判所の規則によつて云々というのは、それは却つてその

ほうが悪い。そういうことがやつぱり

手にきめたということが、そういう欠

陥を生んでいる。私はこう考える。

大な問題だ。

○中山福蔵君 これは削る削らんは私

どもがきめるのだが、これは非常に重

要な問題だ。

○一松定吉君 これは重大な問題だ。

最高裁判所がそういう勝手な規則をこ

しらえてきめたりするということのほ

うが悪い。それだから我々が最高裁判

所の規則に一任するということは、立法院としてよほど考えなければならぬといふことはそこから出る。百九十二条を改めて「判決ニ於テハ最高裁判所規則ノ定ムル所ニ依リ主文ノ外事実及争点並理由ヲ明ニスルコトヲ要ス」これは現に百九十二条にその通りある所規則ノ定ムル所ニ依リ主文ノ外事実及争点並理由ヲ明ニスルコトヲ要ス」

この条文は、裁判官は公平無私の

実際の場合には、判決には場合によつては事実の記載なんかにおきましては

訴状であるとか、或いは準備書面であ

るとかを引用しても差支えない場合が

あります。ところが現行法の下では、果し

て訴状や準備書面を判決中に引用する

ことが適法かどうかということがやは

り疑いが出て来るわけでございます。

それからなお今のは判決でございま

すが、この判決の規定は、決定にもや

り適用されておるのでございまして、

判決も印だけでいいという趣

旨でこの百九十二条を改めたのでは決

してございません。それからなお刑事

訴訟法におきましては、刑事の重大な

判決につきましては、起訴状記

載の公訴事実を引用することができます

とか、或いは調書判決を認めるとかい

う規定があるのでございまして、民事

事件及び法定代理人、裁判所、それから當

事者及び法定代理人、裁判所、それを

が、この判決には成るほど裁判官の署名捺印、これは欠くべからざるものと考

えるのでございますけれども、決

定、命令なんかには必ずしも裁判官の署名捺印まで必要ないのでないのではないか。

私がこれを今政府の出した原案を通して、非常に峻厳にやるということのは

うがいいと思う。それが御説明願いた

ばならないのに、これを削らなければな

らんという理由、それを御説明願いた

い。

○説明員(平賀健太君) 現行法の下に

おきましても判決につきましては、こ

の百九十二条のほかに、簡易裁判所の

判決につきましては三百五十九条の

規定があるのでござります。それか

ら控訴審の判決につきましては三百

五十九条の規定がござります。それか

ら主文、事実、争点、理由、これだけ

を法律ではつきり明記しておいて細

かい方の方式は規則で定めることのほうが

この判決の形式的事項につきましては

抑印だけ足りるということも考え方

でありますから、ありますから

記載事項につきましてはやはり規則に

任せておいて、裁判の生命とも申すべ

き主文、事実、争点、理由、これだけ

を法律ではつきり明記しておいて細

かい方の方式は規則で定めることのほうが

任せておいて、裁判の生命とも申すべ

き主文、事実、争点、理由、これだけ



ということで、一般国民とは何らの関係がなく雲の上で事件を処理するというふうな感じを實際私ども持つのです。が、むしろ時代に逆行しておるこれは法的処置ではないかというふうな感じもするのですがね。どういう意味で、こういうようなこの規則に殆んど全部譲るというようなことをなさるのか、或いは刑事訴訟法とか、刑事訴訟に関する最高裁判所の規則があるからとか、他に規定があつて、それと重複するからというような簡単なことから出発しておるということになれば、これには成るほどそういう統一的な事柄をおやりになるということは結構でしけれども、時代といふものはそういうものじやないと私は考えるのです。現在の時代ですね、法律を国民全般が容易に知り得るというこの立場をですね、最高裁判所みずから作つて行くと、いう形が、法治國の精神を活かすということになるんじやないでしようか。私はそういう考え方で、逆行しておる改正じゃないかと思うのです。ただ単に改正をするのだから、改正するというような、形を整えるのだというふうな感じを受けるのですね。今度の一兆億予算という首相のかけ声があれば、歳出面を落としておいて、一兆予算の枠内に、すべての歳出を合わせて行くと、いうようなそれと同じような行き方にしていいかと思うのです。特にそういう感じがする。最高裁判所の規則に譲つてしまつたら、實際に国民は殆んど規則を読みませんよ。たま／＼読んだところで、手続法の刑事、民事に関するくらゐのもので、これは現在普通譲るふうに辛うじてなつてゐる。規則に

○説明員(平賀健太君) 法律を国民にわかりいいようにすると、これはまさしく仰せの通りでございます。そういう見地から見ますと、現行の民事訴訟法、この文語体で書きましたこの現行の民事訴訟法というのは、一般国民にはむしろ親しめないものじやないか、非常にわかりにくい、専門家が見ましても、いろいろな疑義が生ずる点がございまして、用語もむずかしうございまし、却つてこの現行の民事訴訟法なんか非常にわかりにくいのじやないかと思うのでございます。そういう点から言ひますと、現行の民事訴訟法も、本来ならば全面的に改正いたしまして、これを刑事訴訟法と同じようなるという必要があるのでござります。で、将来そういう改正が、全面的な改正が行われるべきものと思うれまして、国民にわかりいいものににするという必要があるのでござります。で、将来そういう改正が、全面的な改正が行われるべきものと思うるといふ點は逆行するのじやないか。いわゆる観念的法律をもてあそんでおる結果が、こういうようになるんじやないかと思うのですよ。私は国民大衆と法律というものが、国民大衆の中に法律が融け込んで行くという、時代にマッチした態度ではないというような感じを受けるのですが、どうです。あなたがた若い方々はどういう感じを持つておりますか。我々年寄りはそう考えるのですが、どうですか。一つそういうところで意見を述べてもらいたいのですが……。どうも雲の上で仕事をするという感じを私どもは受ける、こういうような改正は……。

上告制度の問題が中心になりました。そこで、そこまでは手が行き届かなかつたのでござります。併しもつとわかりやすい、親しみやすいものにしなくてはならんということは、まさしく仰せの通りなのであります。

それからこの法律案におきますように、いろいろな点を最高裁判所の規則に譲りましても、やはり最高裁判所の規則も官報で公けにされますし、それからこういう六法全書にも勿論載るわけでございまして、現行法よりも、現行法の状態よりもつとわかりにくくなるということは、むしろないのではないかと思うのでございます。むしろこの判断なんかを規則に譲るという趣旨は、現在の判断というのが明治以来の古い型をそのまま現在まで踏襲しておつて、判決自体が非常にわかりにくい、法律の規定がわかりにくいため、もつと当事者が、素人の当事者が読みまして、判決というのが非常にわかりにくい。そういうことを改めまして、本当に当事者にわかりやすい合理的な判断にしたい。そのためには現在のように規定があつちこつち分れたりしておつて、非常に制約がある。それよりも規則で本当に実のある、実質のあるわかりやすい判決を書けるようにという趣旨で、規則に譲ろうという趣旨でございまして、決して雲の上で、裁判所が裁判所に自分の手を省くだけの便宜を与えるよう、そういう趣旨で解決しないでござります。

午後四時十三分速記開始

○委員長(郡祐一君) 速記を始めて下さい。

○楠見義男君 私は一つだけ、先に戻るのですが、百五十一條の第四項を削除しておりますね。これは削除の趣旨はこういうものをしないという意味なのか、或いは先ほど来話がありますように、規則のほうにこういうような一つのものを入れる、こういう意味なんですか、どうなんですか。

○説明員(平賀健太君) これは訴訟記録の製本なんかの作り方、まさしくこれは書類の作り方の細目に関する手続でありますから、規則に譲つて規則で規定しようという趣旨であります。こういうものをなくすという趣旨では決してございません。

○委員長(郡祐一君) よろしうございますか。……次回は来る二十日前十時から開会することにいたします。本日はこれを以て散会いたします。

午後四時十六分散会

昭和二十九年五月一日印刷

昭和二十九年五月四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局